

各補助対象設備の耐用年数

県では「市町村要綱例」第14条において処分の制限に関する規定を例示しています。

財産処分制限期間については、各市町村の判断で定めることとなりますが、仮に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数」に基づくこととする場合の耐用年数については下表のとおりです。

（市町村要綱例抜粋）

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、御宿町長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（様式第9号）により御宿町長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、家庭用燃料電池システムにおいては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては6年、窓の断熱改修においては10年、太陽熱利用システムにおいては15年、電気自動車においては4年、プラグインハイブリッド自動車においては4年、V2H充放電設備においては5年、集合住宅用充電設備においては5年とする。

設備の種類	耐用年数	備考
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	6年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）-電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 建物付属設備-電気設備-蓄電池電源設備
窓の断熱改修	10年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 建物付属設備-前期のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの-その他のもの
太陽熱利用システム	15年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 建物付属設備-給排水・衛生設備、ガス設備
電気自動車	4年	国で実施しているクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の処分制限期間を準用
プラグインハイブリッド自動車	4年	国で実施しているクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の処分制限期間を準用
V2H充放電設備	5年	国で実施しているクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の処分制限期間を準用